

**個人情報保護に関する法律第 24 条に基づく  
EU の指定に関する報告書**

平成 31 年 1 月 18 日  
個人情報保護委員会事務局

## 個人情報の保護に関する法律第 24 条に基づく EU の指定に関する報告書

### 目 次

1. はじめに .....	1
2. 規則第 11 条第 1 項に定める判断基準に基づく確認 .....	1
(1) 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足る状況にあること（規則第 11 条第 1 項第 1 号） .....	1
① 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあること .....	1
② 法令その他の定め履行が当該外国内において確保されていると認めるに足る状況があること .....	3
(2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること（規則第 11 条第 1 項第 2 号） .....	4
① 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在していること ....	4
② 当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること .....	5
(3) 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること（規則第 11 条第 1 項第 3 号） .....	5
① 相互理解 .....	5
② 連携及び協力 .....	6
(4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること（規則第 11 条第 1 項第 4 号） .....	7
① 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することがないこと .....	7
② 我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であること .....	8
(5) (1)～(4)に定めるもののほか、当該外国を法第 24 条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること（規則第 11 条第 1 項第 5 号） .....	8
3. 結論 .....	9

(1) 指定対象の範囲 .....	9
(2) E U各国の法令遵守状況等の継続的な確認 .....	10

【凡例】

「法」	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
「規則」	個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）
「E U」	本報告書の策定時点の欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA: European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）
「E Uデータ保護指令」	個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日欧州議会及び欧州理事会指令（Directive of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data）
「GDPR」	個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令 95/46/EC の廃止に関する 2016 年 4 月 27 日欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC（General Data Protection Regulation））
「十分性認定」	GDPR 第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定

## 1. はじめに

個人情報保護委員会は、平成 28 年 4 月以降、日 EU 間の個人データ移転について、相互の円滑な移転を図るための枠組み構築の実現に向けて、欧州委員会との間で精力的に対話を行ってきた。平成 30 年 5 月 31 日に発出された個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による共同プレス・ステートメントでは、個人情報保護委員会が、法第 24 条に基づき我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として EU を指定するとともに、欧州委員会が、GDPR 第 45 条に基づき我が国が十分な保護水準を確保していると決定することについて、可能な限り早期に、お互いの手続を完了させるためのコミットメントを共有し、作業を加速することに同意した旨が確認された。

さらに、同年 7 月 17 日に発出された個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による共同プレス・ステートメントでは、お互いの個人データ保護の制度が同等であると認識するための議論を成功裏に終了し、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みが運用可能となるために必要な国内手続きを双方において完了させる旨が確認された。

本報告書は、個人情報保護委員会による EU の指定にあたって、規則第 11 条第 1 項各号に規定する外国指定に係る判断基準に基づく確認の状況及び指定にあたって同条第 2 項に基づいて付する必要がある条件について記述するものである。

## 2. 規則第 11 条第 1 項に定める判断基準に基づく確認

(1) 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること（規則第 11 条第 1 項第 1 号）

### ① 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあること

#### (ア) EU の個人情報保護に関する法体系

EU 域内における個人情報保護に関しては、欧州連合基本権憲章<sup>1</sup>（以下「EU 憲章」という）及び欧州連合の機能に関する条約<sup>2</sup>（以下「EU 機能条約」という）の下に GDPR が位置付けられ、その下に EU 各国の法が存在している。

EU 憲章第 8 条第 1 項及び EU 機能条約第 16 条第 1 項において、何人も自己に関する個人データ保護に対する権利を有すると定められており、GDPR は、この基本的な権利を保護することを目的として整備された

<sup>1</sup> EU 法体系の根幹をなす法。

<sup>2</sup> 拡大した EU の新たな課題への対応力強化を目的とした条約。

ものである。

GDPRは、EU各国に直接適用されるのが原則であり、これによりEU域内で統一的なルールの制定が図られる。ただし、データ保護オフィサーの選任が必要となる場合（GDPR第37条第4項）や従業員の個人データの取扱いに関する規定（GDPR第88条）等の一部の規定について、EU各国の国内法における個別のルールの策定を認めている。

GDPRは、平成30年5月25日から適用が開始されたが、その適用開始に伴い、適用以前に効力を有したEU各国の個人情報保護に関する規定は基本的に廃止され、上記のように各国に裁量が認められている部分等について、EU各国における国内法の改正作業等により規定されることとなる。なお、EUの一部の国においては、法制化作業が終了していないが、GDPRは、上述したとおり、EU各国に直接適用されることから、GDPRに定められる規律の適用に実質的な問題はないことについて、欧州委員会より確認を得ている（別添1）。

(イ) 個人情報取扱事業者に関する規定に相当するGDPRにおける規定

法第4章第1節に定める個人情報取扱事業者の義務に関する規定に相当する規定がGDPRにおいて確認された<sup>3</sup>。

OECDプライバシー8原則<sup>4</sup>に即して整理すると、目的明確化の原則（法第15条）と利用制限の原則（法第16条及び第23条）は、GDPR第5条第1項(b)の目的の限定の原則が対応している。収集制限の原則（法第17条及び第18条）は、GDPR第5条第1項(a)の適法性、公平性及び透明性の原則、並びに同項(b)の目的の限定の原則が対応している。データ内容の原則（法第16条及び第19条）は、GDPR第5条第1項(b)の目的の限定の原則、同項(d)の正確性の原則、及び同項(e)の記録保存の制限の原則が対応している。安全保護の原則（法第20条から第22条）は、GDPR第5条第1項(f)の完全性及び機密性の原則が対応している。公開の原則（法第27条）はGDPR第5条第1項(a)の適法性、公平性及び透明性の原則をはじめとして、第12条から第14条が対応している。個人参加の原則（法第28条から第33条）は、GDPR第5条第1項(a)の適法性、公平性及び透明性の原則をはじめとして、第12条及び第15条から第18条が対応している。責任の原則（法第35条）は、GDPR第5条第2項のア

<sup>3</sup> 日EU間の制度の差異の1つにセンシティブデータの範囲がある。我が国では、要配慮個人情報として規定されている犯罪被害情報がGDPRにおいて明記されていないが、犯罪被害情報がセンシティブデータに含まれることについて、欧州委員会より確認を得ている（別添1）。

<sup>4</sup> プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告（OECDプライバシー・ガイドライン、1980年9月23日採択、2013年7月11日改正）において示されている基本原則。

カウンタビリティの原則が対応している（別添 2）。

以上（ア）及び（イ）のとおり、EU各国においては日本における個人情報保護に関する法体系に相当する制度の下、個人情報取扱事業者に関する規定に相当する規定が存在し、EU各国に適用されることが確認された。

## ②法令その他の定められた履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況があること

### （ア）EUにおける個人情報保護に対する意識

EUにおいては、法令によって個人情報の保護が基本的権利として位置付けられている。EUに先立って発足した欧州評議会が昭和 25 年に制定した欧州人権条約（昭和 28 年発効）は、世界人権宣言に基づいて自由権を規定した条約である。人権は、法的に裏打ちされたEUの基本理念として確立され、欧州統合プロセスの重要な基盤となっている。

EU憲章は、異なる時代に異なる方法、異なる形態で確立されたEU域内の全ての個人の権利を、社会の変化、進歩、科学技術の発展に照らして更新し、一つの文書にまとめたものであるが、データ保護については、現代社会を反映して、第 7 条に含まれるプライバシーの権利とは別に、第 8 条第 1 項で「何人も自己に関する個人データ保護に対する権利を有する」と明定されている。これは市民の権利をより明瞭に示すことにより、基本的権利の保護を強化しているものである。

### （イ）法令の履行状況

個人情報保護委員会では、欧州委員会及び欧州議会議員団との対話、並びにEU各国のデータ保護機関、事業者及び経済団体等への訪問に加えて、各国のデータ保護機関に対するアンケート調査や在外公館を通じた各国の個人情報保護に関する制度の調査等を実施してきた。これらにより、EUにおけるデータ保護制度、EU各国におけるデータ保護機関の執行体制、独立性及び活動状況、さらに事業者及び消費者のデータ保護に関する意識等を調査したところ、事業者における法令の履行が概ね確保されていると認めるに足りる状況にあることが確認された。

以上（ア）及び（イ）より、EU各国において、個人情報保護に関する法令の履行が概ね確保されていると認めるに足りる状況があることが確認された。

ただし、法令の履行状況については、GDPRの適用前のEUデータ保護指令下で確認されたものであることから、GDPRの適用後の履行状況については、継続的に調査していく必要がある。

(2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること（規則第 11 条第 1 項第 2 号）

① 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在していること

EU 憲章第 8 条第 3 項において、データ保護に関しては、「独立の機関」が所管しなければならないと規定されている。これを踏まえ、EU 各国においては、運営方法等に多少の差異はあるものの、GDPR の規定に即した形で、次のとおり個人情報保護委員会に相当する執行当局が存在している（別添 3）<sup>5</sup>。

(ア) 職権行使の独立性（GDPR 第 52 条第 1 項及び第 2 項）

職権行使の独立性については、GDPR 及び EU 各国のデータ保護法において明記されている。

(イ) 任命方法（GDPR 第 53 条第 1 項）

議会、政府、元首など、各データ保護機関において任命権者は異なるものの、法令に基づき、透明性のある手続きにより任命されている。

(ウ) 任期（GDPR 第 54 条第 1 項(d)）

国によって差異はあるが、EU 各国のデータ保護法において 4 年以上の任期が保障されている。

(エ) 身分保障（GDPR 第 53 条第 4 項）

罷免の条件は、重大な不法行為又は職務遂行に求められる条件を満たさない場合に限定されており、委員長等の身分が保障されている。

(オ) 職員の人事（GDPR 第 52 条第 5 項）

EU 各国のデータ保護機関において独自に採用を行っており、職員は、終身雇用の公務員、任期付公務員、非常勤職員、専門職員（法曹資格を有する職員等）等、国によって様々な形態で採用を行っている。

(カ) 予算（GDPR 第 52 条第 6 項）

EU の多くの国においては国家予算で運営されているが、他の政府機関とは独立して、独自の予算案を国会に提出し、承認を求めることとなっている。

以上より、EU 各国においては、個人情報保護委員会に相当する執行当局が存在しており、上記（ア）～（カ）のとおり、その独立性が確保されていることが確認された（別添 3）。

---

<sup>5</sup> ドイツにおいては、各州において独立した執行当局が各州の民間部門を監督する。

② 当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること

(ア) 職員数

EU各国のデータ保護機関においては、国の実情に応じて必要な人員が概ね確保されている。

(イ) 苦情受付・処理

GDPRにおいて、苦情の受付及び処理が義務となっており、EU各国のデータ保護機関においては、担当者<sup>6</sup>を決めて対応にあたっている。EU各国間で受付件数や処理実績にばらつきはあるものの国の実情に応じた実績がある。

(ウ) 執行

GDPRで、情報収集、立入検査、指導、勧告、是正命令及び課徴金納付命令の権限が認められており、EU各国のデータ保護機関においては、国によりばらつきはあるものの国の実情に応じた活動を行っている。

以上(ア)～(ウ)のとおり、EU各国の執行当局においては、必要かつ適切な監督を行うための体制が概ね確保されていることが確認された(別添3)。

ただし、データ保護機関の執行体制については、GDPRの適用前のEUデータ保護指令下で確認されたものであることから、GDPRの適用後の状況については、今後、継続的に調査していく必要がある。

(3) 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること(規則第11条第1項第3号)

① 相互理解

日EU間においては、欧州委員会との累次にわたる対話並びにEU各国への訪問及び調査を通じて、相互の個人情報保護制度に関し、十分に理解を深めてきていると考えられる。

具体的には、個人情報保護委員会と欧州委員会は、一昨年来累次にわたって対話を行い、双方の制度の類似点や差異について理解を深め、相互に認証を行うことについて確認した。

この結果、欧州委員会は、平成29年10月に公表された2018年の欧州委員会の作業計画である「Commission Work Programme 2018」において、2018年の早期に、日本に対するデータの十分性認定を採択することを目指す旨を明

<sup>6</sup> 国によっては他の業務と併任となっている場合もある。

記している<sup>7</sup>。

また、欧州委員会は、平成 30 年 5 月 31 日に発出された個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による共同プレス・ステートメントにおいて、GDPR 第 45 条に基づき、我が国が十分な保護水準を確保していると決定するために作業を加速することに合意した。

また、個人情報保護委員会は、平成 29 年 1 月から平成 30 年 7 月までの間に、EU 各国の訪問や招聘を行い、データ保護機関等と面談等を行ってきた（別添 4）。EU 各国のデータ保護機関は、我が国との協力関係構築に意欲的であり、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転の枠組み構築を高く評価していた。面談では、EU 各国のデータ保護機関に我が国における個人データの適正かつ効果的な活用並びに個人情報保護制度及びその執行状況について説明し、多くの国から、我が国の個人情報保護制度や個人情報保護委員会の活動に関して高い評価を得た。さらに、個人情報保護委員会からも、各国における GDPR など個人情報保護への取組等についての情報収集を行うとともに、EU データ保護指令下の執行体制等について確認した。

以上のとおり、我が国と EU 各国との間で、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解が可能であることが確認された。

## ② 連携及び協力

個人情報保護委員会は、欧州データ保護会議<sup>8</sup>の事務局を務める欧州データ保護監督局<sup>9</sup>と対話を行ってきており、個人情報保護委員会と EU との間で連携及び協力を行っていくことで一致している。

加えて、EU 各国のデータ保護機関とは、国際的な枠組み等の様々な場において、連携及び協力関係を構築している。例えば、EU 各国の多くが加盟しているグローバルプライバシー執行ネットワークにおいては、我が国も正式メンバーとして参加し、プライバシー制度の動向に関する知識の共有等を行っている。また、EU 各国が加盟しており、我が国もオブザーバーとして参加している欧州評議会第 108 号条約諮問委員会、EU 各国及び我が国が正式メンバーとして参加しているデータ保護プライバシーコミッショナー国際会議においても、プライバシー制度の動向に加え、執行協力に関する議論等を通じて連携を深めてきている。

<sup>7</sup> European Commission “Commission Work Programme 2018”

[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/cwp\\_2018\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/cwp_2018_en.pdf)

<sup>8</sup> EDPB (European Data Protection Board)。EU 各国のデータ保護機関の長等から構成され、監督機関間の協力等を促進するための機関。

<sup>9</sup> EDPS (European Data Protection Supervisor)。

また、欧州委員会は、平成 30 年 5 月 31 日に発出された個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による共同プレス・ステートメントにおいて、GDPR 第 45 条に基づき、我が国が十分な保護水準を確保していると決定するために作業を加速することに合意した。同共同プレス・ステートメントにおいて、個人情報保護委員会及び欧州委員会は、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みに基づき、協力の必要性が生じた場合にはいつでも、個人データに関し、互いに合意できる解決策を得られるよう協議を続けていくことを確認した。

さらに、平成 30 年 7 月 17 日に発出された個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による共同プレス・ステートメントでは、お互いの個人データ保護の制度が同等であると認識するための議論を成功裏に終了し、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みが運用可能となるために必要な国内手続きを双方において完了させる旨が確認された。

以上のとおり、我が国とEU各国との間で、連携及び協力が可能である。

**(4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること（規則第 11 条第 1 項第 4 号）**

**① 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することがないこと**

欧州委員会は、平成 27 年 10 月に公表された通商戦略である「Trade for all」<sup>10</sup>において、「欧州委員会は、デジタル分野の保護主義に対処するため、FTA 等の枠組みを用いて、電子商取引や越境データフローに関するルールの規定を目指す」としている。また、平成 29 年 1 月に公表した政策文書「Building a European Data Economy」<sup>11</sup>においては、データの自由な移転に対する不公正な制限はデータエコノミーの発展を制約するものであること、データローカライゼーションはクラウド・コンピューティング等の幅広い適用を妨げるもので、社会的な影響も大きいことを指摘している。

<sup>10</sup> European Commission “Trade for all”

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/october/tradoc\\_153846.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/october/tradoc_153846.pdf)

<sup>11</sup> European Commission “Building a European Data Economy”

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/communication-building-european-data-economy>

**② 我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であること**

また、EU指定に基づき、日本からEU域内の事業者へ移転された個人データは、法執行（犯罪捜査等）及び国家安全保障の目的で、EUの当局が取得する（いわゆるガバメント・アクセス）可能性があるが、犯罪予防目的での情報収集が認められるなど、範囲は我が国よりも広がっている。したがって、捜査等に関する制度について確認を行った結果、EU各国は、EU警察指令<sup>12</sup>に基づき措置した国内法に従い、適切に個人データが取り扱われることが確認された<sup>13</sup>（別添5及び別添6）。

以上のとおり、個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図るための措置を講じることが可能であることが確認された。

**(5) (1)～(4)に定めるもののほか、当該外国を法第24条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること（規則第11条第1項第5号）**

EUは、我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナーである。また、EUは、総人口は約5.2億人、世界のGDPの約22%、我が国輸出入総額の約12%を占め、我が国にとっての主要な貿易・投資相手でもあることから、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を実現する意義は大きい。

加えて、日EU間の個人データ移転については、日EUの経済界から、日EU双方の制度において越境移転に関する規制が存在するため、その自由な移転の実現について強

---

<sup>12</sup> DIRECTIVE (EU) 2016/680 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by competent authorities for the purposes of the prevention, investigation, detection or prosecution of criminal offences or the execution of criminal penalties, and on the free movement of such data, and repealing Council Framework Decision 2008/977/JHA

<sup>13</sup> ガバメント・アクセスに係る規律である「本質的保証」(Essential Guarantees)は、第29条作業部会/EDPBによる作業文書(2016年4月13日採択)において分析・要約されており、2016年に発効したEU警察指令においても、「本質的保証」の内容を踏まえた規律があることを確認している(別添5参照)。また、「本質的保証」の根拠となった欧州司法裁判所及び欧州人権裁判所の判例は、全てのEU加盟国を拘束するものであることを確認している(別添6参照)。

く求められている<sup>14</sup>。

更に、日EU間の自由な個人データ移転は、平成30年7月17日に署名された日EU・EPA<sup>15</sup>の成果による日EUにおける経済活動の活性化を補完し、貿易・投資等を更に活発化するものである。同協定は、日本とEUとの間で、自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築するものである。巨大なEU市場の取り込みにより、総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約37%を占める日本とEUによる、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が新たに誕生することになる<sup>16</sup>。相互の市場開放等は、貿易・投資活動の活発化、雇用創出、企業の競争力強化等を含む日EU双方の経済成長に寄与する。個人データ移転は、貿易・投資活動等にも欠かせないものであるため、日EU間での自由な個人データ移転の実現は、同協定によって実現される効果の拡大に資するものであり、高水準の保護に基づく自由な個人データ移転が行われる世界最大級の領域を創造するものである。

以上のとおり、EUを指定することは、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものである。

### 3. 結論

2. で記載したとおり、EUが規則第11条第1項各号の判断基準を満たしていることが確認されたため、個人情報保護委員会は、欧州委員会が我が国に対して十分な保護水準を確保していると決定するのに併せて法第24条の規定に基づきEUを指定する。

ただし、今回の指定によりEUに移転した個人データの保護を確実にするとの観点から指定対象を限定する必要があること及びEU各国の法令遵守状況等の継続的な確認をする必要があることから、規則第11条第2項に基づいて付する条件として、次の(1)及び(2)を示すこととする。

#### (1) 指定対象の範囲

今回の指定対象は、EUに所在し、GDPRに基づく規律に服する者とする<sup>17</sup>。

---

<sup>14</sup> 平成28年12月13日に、日本経済団体連合会及びビジネスヨーロッパによって公表された「日EU規制協力に関する共同提言」においては、「個人情報の日EU間の自由な越境移転を相互に確保する合意の実現に向けて努力すべきである」との記載がある。  
([http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/119\\_honbun.pdf](http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/119_honbun.pdf))

<sup>15</sup> 同協定は、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーは対象外であるため、本段落におけるEUは当該3国を除く加盟国を指す。

<sup>16</sup> 外務省経済局「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート」(平成29年12月15日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382020.pdf>

<sup>17</sup> 個人データの保護等に関し、GDPRとは別途の法令が適用される場合は含まない。

## (2) EU各国の法令遵守状況等の継続的な確認

規則第 11 条第 3 項に基づき、EU各国における事業者の法令遵守状況及びEU各国のデータ保護機関の執行状況について引き続き確認していくこととする。

加えて、EUを指定する日から二年以内に、また、その後少なくとも四年ごとに、指定に関するレビューを個人情報保護委員会が行うこととする。レビューにあたっては、欧州委員会及びEUのデータ保護機関に対して、情報提供等の協力を求める。

レビューにおいて、規則第 11 条第 1 項各号の判断基準をEU各国が満たしていることを確認できなかった場合、個人情報保護委員会は、欧州委員会に通知し、特定の合理的時間内に、適切な対策を講じることを求める協議を行う。当該協議の結果においても、規則第 11 条第 1 項各号の判断基準をEU各国が満たしていることを確認できなかった場合は、欧州委員会に通知するとともに、規則第 11 条第 4 項に基づき、必要に応じて、指定を取り消すことができる。

(以 上)